

# 飲酒運転の根絶を目指して～飲酒運転が事業者に及ぼす影響～

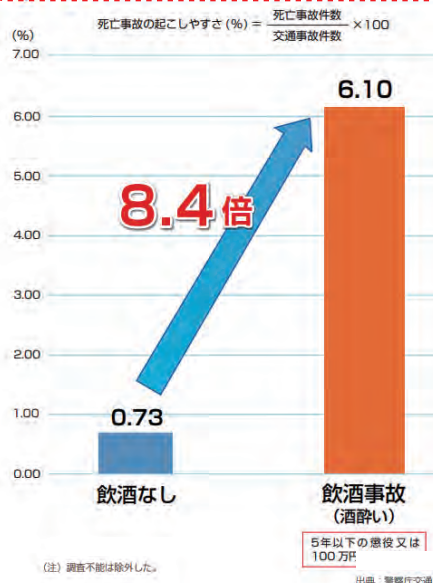


近年事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラックドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく

失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主企業や社会との信頼関係を根底から崩壊させる悪質極まりない行為です。

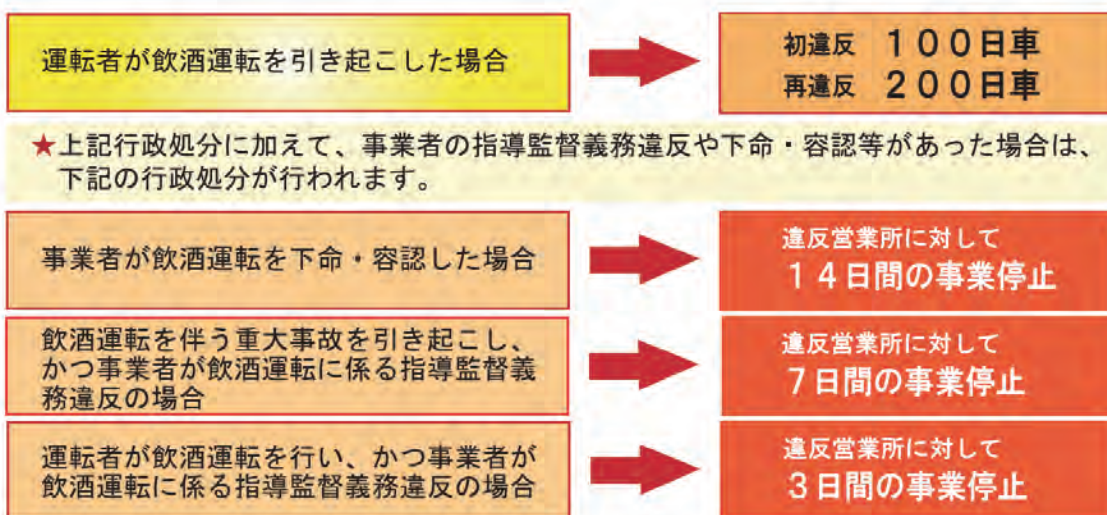
多くのトラックドライバーは、現下のコロナ禍においても、エッセンシャルワーカーとしてトラック輸送を止めることなく、国民の暮らしを守り産業経済活動を支えるため、日夜、走り続けています。プロとしての自覚に欠けるほんの一握りのドライバーの行為が、トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなります。飲酒運転の実態や飲酒運転の再発防止対策についてトラック運送業界として一丸となって取り組むことが責務であり最重要課題となります。トラック運送業界から「飲酒運転」を根絶しましょう。

## 死亡事故の起こりやすさ



(出典：警視庁交通局・令和元年データ)

## 飲酒運転に対する行政処分



## 飲酒運転に対する罰則

**事故を起こさなくても違反だけで** (道路交通法)

**酒酔い運転**

- 5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点  
※免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

**酒気帯び運転**

違反点数と行政処分

|                                |     |                   |
|--------------------------------|-----|-------------------|
| 呼気1リットルにつき<br>0.25mg以上         | 25点 | 免許取消し<br>(欠格期間2年) |
| 呼気1リットルにつき<br>0.15mg以上0.25mg未満 | 13点 | 免許停止<br>(90日)     |

⚠️上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

**飲酒運転で人身事故を起こすと** (自動車運転致死行為処罰法)

**危険運転致死傷罪**

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
  - 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
  - 負傷事故 → 15年以下の懲役
- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
  - 死亡事故 → 15年以下の懲役
  - 負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルกอฮอล์等影響発覚脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

**過失運転致死傷罪**

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
  - 7年以下の懲役もしくは禁錮  
又は100万円以下の罰金

## 飲酒運転の下命・容認と刑事処分

道路交通法第75条において自動車の使用者（事業者等）や自動車の運行の管理を行う者（運行管理者等）を下命・容認してはならないと定められています。これに違反した場合には、下命・容認した事業者等や運行管理者等が懲役等刑事処分を受けます。